

## 第三者評価結果

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント>		
全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成しています。全体的な計画は、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう法人が編成したものに、園の現状、子どもの家庭の状況、地域の実態などを考慮して、施設長が作成しています。職員は全体的な計画に基づいて各計画を作成し、自己評価を実施しています。個々の職員の意見を反映した園の自己評価を通して、定期的に評価を行い、次の編成に活かしています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント>		
マニュアルを基に冷暖房、加湿清浄機を活用し、室内の温度、湿度、換気、採光などの環境は、常に適切な状態を保持しています。常に清潔を心がけ、清掃する時間帯を定めるなど、保育所内外の設備、用具の衛生管理に努めています。寝具は2歳児からコットを使用し、0,1歳児が使用する布団は、3か月毎に布団乾燥、年に1回布団丸洗いを実施しています。年齢や体格に合わせた家具を使用し、子どもの成長に即した環境設定を心掛けています。シェルターと称した一人になれる場所を作ったり、おままごとなど集中して遊べる場所を用意したりするなど、一人ひとりの子どものが、くつろいだり、落ち着ける場所があります。食事や睡眠のための心地よい生活空間は確保されています。手洗い場やトイレは子どもが利用しやすいように年齢に応じて高さを変えていて、清潔に管理されています。		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント>		
子どもの発達と発達過程、常に変化する子どもの姿に対応するため、保護者とのコミュニケーションや子どもとの会話、表情などから個人差を把握しています。一人ひとりの子どもの個別の対応や様子は、担任だけでなく他職員とも話し合い、客観的にみた子どもの姿や情報を職員間で共有するようにしています。幼児は、当番活動や帰りの会で楽しかったことや頑張ったことなどを話す機会を設け、安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮しています。自分を表現するのが十分でない子どもには、普段の様子との違いや表情、機嫌などから気持ちを汲み取るよう心がけています。子どもの欲求を受けとめ、個性を尊重し子ども主体の対応をしています。子どもには、分かりやすい言葉遣いで、表情や声の大きさを意識して穏やかに話すように心がけています。主任はフリーとして各クラスを回り、相談に乗ったり話し合いを行ったりして子どもとの関わり方などを伝えていきます。		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>		
一人ひとりの子どもの発達に合わせ、保護者との連携を大切にしながら、生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。保育士は、年齢や発達に応じて、一人ひとりの子どもの状況に応じて個別に丁寧な対応をしています。また、関わる保育士が、個別の対応を同じ方向性で進められるよう情報を共有しています。基本的な生活習慣の取得にあたっては、子どもの自分でやろうとする気持ちを受け止め、職員は待つ姿勢で臨み、強制すること無く、一人ひとりの子どもの主体性を尊重して援助しています。一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるよう、集団活動では、水分補給や休息の時間を設けるなどバランスが保たれるようにしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけています。例えば、トイレの使い方や食育での三角食べ、約束の意味などを意識して継続的に伝えるようにしています。		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント>		
年齢に応じて、子どもが好きな遊びを選択できる環境を整備し、子どものしたいことを受け止め、実現できるよう、保育士は環境を整え援助しています。音楽に合わせて踊ったり、リズム遊びをして楽しんだり、室内でも鉄棒を用いるなどなど、遊びの中で身体を動かす取組をしています。また、幼児は、月に2回外部講師による体操教室を実施しています。近隣には緑豊かな広々とした公園やお寺の境内、雑木林、緑道などがあり、戸外遊びは勿論、ザリガニ釣りや落ち葉、木の実の収集など季節ごとの体験ができます。子どもたちは日々の生活と遊びを通して、自分の気持ちを相手に伝え、相手を尊重するなど友だちと人間関係が育まれています。お楽しみ会の劇などでは、何が必要か、どう作ろうかなどと友だちと協同して活動できるよう、保育士は援助しています。戸外活動で交通ルールを学んだり、5歳児は買い物体験、町探検を保育計画に取り入れ、年長者や大人への言葉かけなどを学び、更に消防署見学や交番への挨拶などで社会体験を得る機会を設けています。また、廃材や様々な道具を用いた表現活動も体験できるよう取り組んでいます。		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
0歳児が、長時間過ごすには家庭的な雰囲気が第一と考え、一日の生活リズムをその日の子どもの体調などからくみ取って、遊ぶエリアや午睡時間などに配慮しています。0歳児が、安心して保育士と愛着関係が築けるよう、担任だけではなく、助けに入る職員も同一の対応ができるよう、専任としています。子どもの表情やしぐさ、喃語に応じて声掛けや対応をしています。0歳児が、興味と関心を持つことができるよう、指先を使ったり、身体を動かしたり、引っ張ったりして遊べる物を用意するなど発達に応じた環境を整えています。月齢や発達の違いを把握して、日々成長する子どもに合わせて、個別に対応をした保育を実施しています。保護者とは、毎日の送迎時や家庭と園生活の連続した様子を記入した「育児日記」を用いて情報を共有しています。保護者はロッカーのある所まで入室して、毎日のロッカーの状況を確認し、保育士は子どもの様子を伝えています。		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
保育士は、子どもの表情や言葉から自分でしようとする気持ちをくみ取り尊重して、主体的な活動ができるよう援助しています。探索活動が存分にできるよう、子どもの視点に立ち安全に配慮して環境を整備しています。子どもの自我の育ちを受け止め、子どもの発する言葉や表情、態度などから察せられるよう見守っています。保育士は、子ども同士のトラブルは、子どもの気持ちに共感しながら経緯を大切に、お互いの気持ちを代弁して理解できるように話しています。子どもたちは誕生会や行事などで様々な年齢の子どもと関わりを持つほか、年度末には、進級するクラスに移動するなど他のクラスの子どもの関わりを持つ機会があります。保護者とは、送迎時や育児日記を通して連携を図っています。また、園だよりなどで個人面談を受け付けていることを伝え、トイレトレーニングなど個別の相談に応じています。		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
3歳児の保育に関しては、保育士が子どもがしたいことをくみ取り、興味を引き出すよう整えた環境の中で、子どもたちは好きな遊びを選んで活動を発展させています。4歳児の保育に関しては、保育士が子どもの意見を取り入れながらおままごとなどの環境を整える中、子どもたちは自分で道具を作ったり、考えを友だちに提案したりして自分の力を発揮して活動しています。5歳児の保育に関しては、行事などについて自分の意見を発言したり、友だちと考えたりして協力して一つのことをやり遂げる経過を大切に、達成感を感じることができるよう、保育士は配慮しています。保護者には、行事等で保育園生活で行っていることを見る機会を設けています。その中で子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等については、結果だけでなく、作り上げる途中の経過が大事であることを伝えています。		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント>		
園は、1階、2階に多機能トイレを備えています。エレベーターは設置されていませんが、状況に応じた対応策は持っています。現在、障害のある子どもはいませんが、配慮を要する子どもには、月間指導計画に個別の配慮等を記載して、クラスの指導計画と関連付けています。子どもの状況に応じて、クラス会議・フロア会議・ケース会議を重ね、必要な人員配置と環境設定を行って保育を実施しています。子どもには、理解を得られるよう状況を説明して、それぞれの個性を尊重して共に育つよう配慮しています。保護者との連携は、例えば個人面談について場合によっては子どもと一緒にするなどして、施設長、保育士、保護者みんなで一緒に考え、共有していこうと伝えています。横浜市東部療育センターのケースワーカーの訪問を受け、保育の進め方、子どもへの対応について助言を受けています。担当担任は意識して必要な知識を得るように努め、必要な知識や情報は会議等で共有しています。保育所の保護者には、懇談会でクラスの状況や園での取り組みを説明して理解を求める取組をしています。		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント>		
月間指導計画に長時間にわたる保育の項を設け、一日の連続性に配慮した取組をしています。園は、好きな遊びを選んで過ごす環境は整いつつありますが、ゆったりと過ごすスペースの確保には至っていないと考えていて、今後の課題としています。子どもの状況に応じて、動と静のエリアを分け、おだやかにくつろいで過ごせるよう工夫しています。年齢の異なる子どもが一緒に過ごす時は、年少の子どもにあわせ安全に配慮しています。また、年上の子どもが我慢することなく、様々な年齢の子どもが関わるができる機会と捉え、子どもに意識して言葉かけをしています。保育時間の長い子どもに配慮した補食と夕食を用意しています。食事をする子どもが一人の時は、保育士も一緒に食べるように努めています。引き継ぎは、ひとりの子どもの様子を記入した個別の状況がわかる「連絡表」を用いて適切に行っています。必要と思われる伝達事項は翌朝、担任以外でも確認ができる体制になっていて、担任以外でも保護者と連携がとれるよう配慮しています。		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<コメント>		
全体的な計画や年間指導計画などに就学に関する内容を記載し、更にアプローチカリキュラム(小学校に向けて円滑な接続計画、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿、幼保小連携、家庭との連携など)を作成して就学を見通した計画に基づいて保育を実施しています。園は、幼保小連絡会に参加し、子どもたちは小学校との交流会に参加し、就学した際の見通しを持つ機会となっています。保護者には、横浜市からの情報「安心して入学、就学前検診のお知らせ」や近隣の三ツ沢小学校の行事等のお知らせを掲示するなどして周知しています。就学に向けた小学校との連携として、小学校での連絡会に5歳児担任が参加し、横浜市のオンライン研修に近隣の保育園と一緒に参加しています。担任は、「保育要録の書き方」の研修に参加して、保育所児童保育要録を作成し、施設長が確認しています。		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<コメント> 子どもの健康に関するマニュアルに基づいて一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調の変化やけが・事故については、必要に応じて事前に保護者に電話で報告し、お迎えの時に降園後の対応を話し合い、翌日の登園時に事後の確認をしています。子どもの健康に関する「保健計画」は、毎日・毎月・随時行うものを季節ごとの4期に分けて計画を立てています。今年度は、新型コロナに対しての対応により計画を改訂して周知を図っています。登園時には子どもの様子を観察し、体温測定、連絡帳の確認や保護者から様子を聞くなどしてフロア毎に対応しています。入園時に得た既往歴等の情報は、年度末に児童健康台帳を保護者に渡して追記して戻してもらい、新たな情報は職員間で共有しています。乳幼児突然死症候群対策として、0・1歳児は5分間隔、2歳児からは20分間隔で睡眠時の呼吸、顔色、身体の向きなどをチェックして記録しています。園の子どもに関する取り組みは、重要事項説明書や園だよりで伝えています。保護者に対して、乳幼児突然死症候群に関する情報提供は、乳児室に掲示していますが、具体的な取組はされていません。		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<コメント> 年2回の健康診断と歯科健診が行われ、結果は児童健康台帳に記録され、職員に周知されています。保護者には、結果を書面で伝えています。嘱託医とは、日頃から相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりしています。また、事前に保護者から相談があれば、保護者に代わって保育士が嘱託医と話をする機会を設けています。		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<コメント> 「アレルギー対応ガイドライン」「食物アレルギー誤食事故防止マニュアル」をもとに、子どもの状況に応じて適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理指導表」を提出してもらい、除去食を提供しています。専用の食器やトレイ、テーブルを用意して提供しています。食育活動では、使用食材を保護者に確認してもらい実施するなど保護者と連携を密にして園での生活に配慮しています。食事の提供等において、他の子どもとの相違に関して説明して、パンを食べた手で触ってはいけないことなどを伝えています。職員は、研修等により必要な知識・情報を得て、職員間で共有しています。保護者には、懇談会等を利用して、園の取組を伝えています。		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<コメント> 食に関する豊かな経験ができるよう「年間食育計画」「クッキング保育・食育計画表」は毎年テーマを決めて作成しています。例年は、幼児クラスと2歳児は8月からクッキングをしていましたが、コロナ禍の今年は6月に計画を改訂して、箸・茶碗の持ち方や食事のマナーなどの話に変更して実施しています。友だちと一緒に楽しく食事ができるようレイアウトを変えるなどの雰囲気づくりをしています。食器は強化磁器を使用し、器の大きさや食具は年齢に応じて変えています。個人差や食欲に応じて、量を加減して全部食べた達成感を味わえるよう工夫しています。また、苦手な食べ物は一口食べてみようと呼掛けして、食べられるものが少しでも多くなるように援助しています。子どもの食生活や食育に関する取組は、園だよりや給食だよりで知らせ、夏祭りでは給食のおやつを提供しています。また、離乳食の進め方や食事量、箸への移行など食に関する相談を受け、保護者と連携を図っています。		

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 子どもが美味しく安心して食べることができるよう、産地の明確な安全な旬の食材を使い、季節の行事に合わせた献立を取り入れています。栄養士は、給食の時間にクラスを回り、子どもたちの食事の様子を見て話を聞き、クラス担任からも喫食状況や味付け、残食状況を聞き取っています。月2回同一のサイクルメニューを提供していて、子どもの喫食状況などから切り方や盛り付けを変えるなど調理の工夫をしています。食育で「地域の食文化に触れ、郷土食に興味を持つ」を子どもと一緒に学び、献立に取り入れています。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応しています。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> 登園時に家庭での子どもの様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。乳児クラスは園が用意した、毎日の家庭と園の連続性を考慮した「育児日記」を使用し、幼児クラスはホワイトボードでその日の活動の様子などを知らせ、必要に応じて保護者が用意した個人ノートを使用しています。また、活動の様子を写真に撮って園内に掲示しています。保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得るため、園だよりやクラスだよりで「月のねらい」や目指していることと実施した内容やエピソードを伝えています。また、行事で子どもの成長した姿を保護者が見られる内容を計画して実施し、施設長は、結果だけではなく過程の重要性を話して理解を得ています。保育参加ではエプロンを身につけて「お父さん先生」として散歩など一緒に過ごす機会を設けています。園は、家庭の状況、保護者との情報交換の内容の記録は完全ではないと考えていて改善が期待されます。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 日々の送迎時に保護者と話をする機会を設け、コミュニケーションをとり信頼関係を築くよう努めています。園のしおりの「ご家庭と保育園のより良い連携を目指して」の項に『ご相談やご要望をお気軽に保育士または園長にお声かけください』と記載して、いつでも相談できることを伝えています。また、個人面談の強化月間を設け、園だよりにも「個人面談月間設置のお知らせ」を掲載して対象クラス、実施時期を伝えています。相談は、プライバシーを守り、話ができる場所を用意しています。保護者の就労等の個々の事情に配慮して、保護者とお互いの都合を合わせて対応しています。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、施設長に助言を受けられる体制になっていますが、園では相談内容の記録が完全でないと考えていて、今後の課題としています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 職員は、「児童虐待対応マニュアル」の内容に沿って行動できるよう確認し、朝や午睡前の着替えの時の身体の観察や送迎時の親子の様子などに気を付けています。マニュアルは、虐待の定義を記載し、対応手順をフローチャートで示していて職員は周知しています。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう「虐待予防のためのチェックシート」を用意しています。虐待等権利侵害があると感じた時は、速やかに保育所内で情報を共有して適切に対応を協議する体制がとられています。職員は、送迎時などの会話や観察で様子を確認し、保護者の気持ちを受け止め、未然に防ぐよう努めています。児童相談所との連携案件では、園としてできるだけ協力をし、職員と情報共有を図り子どもの姿、保護者の様子の変化を見守る体制をとっています。職員への研修の実施は今後の課題となっています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
＜コメント＞		
<p>年間指導計画、月間指導計画、週案などの指導計画や保育日誌などの記録は振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図した保育のねらいが達成されたか記入しています。保育の自己評価は、子どもの成長や意欲を大切に、結果だけでなく取り組む過程を重視しています。自己評価は、定期的に行い、振り返りを次の計画に反映させています。保育士は、自ら立てた年間指導計画について、四半期ごとに保育の自己評価を行っていますが、職員間での学び合いや意識の向上につなげるまでには至っていないと考えていて、今後の課題としています。職員が園の自己評価の全項目に答えたものを施設長がとりまとめ、現場の声を反映させて保育所全体の自己評価としています。</p>		